

○山口県警察照会センターの設置運営に関する訓令

昭和49年9月10日

本部訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察照会センター（以下「照会センター」という。）の設置運営等について必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 照会センターは、警察情報管理システム（山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和5年山口県警察本部訓令第17号）第1条に規定する警察情報管理システムをいう。以下同じ。）による即時処理、準即時処理及び一括処理に係る照会業務（以下「即時処理等照会業務」という。）の機能を最高度に発揮して、各種警察対象事案の広域化、スピード化及び複雑化に迅速的確に対処し、警察執行務が円滑に処理できるよう運営するものとする。

(設置)

第3条 照会センターは、山口県警察本部（以下「本部」という。）刑事部捜査支援分析課（以下「捜査支援分析課」という。）に置く。

(運用責任者)

第4条 照会センターに運用責任者を置き、刑事部捜査支援分析課長をもつて充てる。  
2 運用責任者は、照会センターの管理に当たるとともに、照会センター業務の運用について責任を負うものとする。

(照会業務統制官)

第5条 照会センターに照会業務統制官（以下「統制官」という。）を置き、刑事部捜査支援分析課次長の職にある者をもつて充てる。  
2 統制官は、運用責任者を補佐するとともに、所掌の事務を処理し、照会センターにおいて照会業務に従事する者（以下「勤務員」という。）を指揮監督する。

(業務)

第6条 照会センターは、各所属からの要求又は照会に応じて、警察情報管理システムを構成する端末装置（以下「機器」という。）を操作し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 即時処理等照会業務

- イ 個人照会に関すること。
- ロ 車両照会に関すること。
- ハ 盗品等照会に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、警察本部長が特に必要と認める業務

(教養訓練等)

第7条 運用責任者は、毎月1回以上勤務員の教養訓練及び機器の点検を行わなければならない。

2 運用責任者は、新たに勤務員となつた者に対し、期間を定めて必要な教養訓練を行わなければならない。

(連絡協調)

第8条 運用責任者は、照会センターの効果的運用を図るため、関係所属長と密接に連絡するとともに、中国四国管区警察局山口県情報通信部と協調し、機器の機能が最高度に発揮できるよう機器の維持管理に努めなければならない。

(照会業務取扱記録等)

第9条 勤務員は、照会業務を取り扱つた都度、別に定める照会業務取扱記録書類を作成し、業務処理の結果を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、運用上必要な細部事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月26日本部訓令第4号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令26条による改正附則)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月21日本部訓令第6号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令13条による改正附則)

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月22日本部訓令第5号管理官及び調査官の職の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令13条による改正附則)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日本部訓令第24号地方警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令の一部を改正する訓令附則4項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第20号通信部の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令1条による改正附則)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月1日本部訓令第27号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日本部訓令第12号警察法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令2条による改正附則)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日本部訓令第7号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第1条)

による改正附則)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日本部訓令第17号山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令訓  
附則2項による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。